

議第33号

檀原市税条例の一部改正について

檀原市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（公示送達）</p> <p>第19条 法第20条の2の規定による公示送達は、檀原市公告式条例（昭和31年檀原市条例第1号）に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>	<p>（公示送達）</p> <p>第19条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を檀原市公告式条例（昭和31年檀原市条例第1号）に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>
<p>（納税証明事項）</p> <p>第19条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第19条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

改正前	改正後
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しく</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額</u>（特定親族（同条第1</p>

改正前	改正後
<p>は医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p>	<p><u>項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。</p>
<p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を</p>

改正前	改正後
<p>提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p><u>第13条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u></p> <p><u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p><u>当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 檜原市税条例附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- （2） 檜原市税条例第19条及び第19条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の檜原市税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の檀原市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、檀原市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 檀原市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第13条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

理由 地方税法等の一部改正により、個人住民税の特定親族特別控除の創設及び加熱式たばこの課税方式の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの

議第34号

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

檀原市個人番号の利用に関する条例（平成27年檀原市条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
10 市長	一般不妊治療費及び不育治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		10 市長	一般不妊治療費、 <u>不育治療費及び生殖補助医療費</u> の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		

改 正 前			改 正 後		
20 市長	一般不妊治療費 <u>及び</u> 不育治療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	20 市長	一般不妊治療費、不育治療費 <u>及び</u> 生殖補助医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 生殖補助医療費について助成を開始するにあたり、個人番号の利用が必要となるため、所要の改正を行うもの

議第35号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金</p>

改正前	改正後
<p>額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>295,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>545,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>305,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>560,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の檜原市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直しが行われたため、軽減判定所得の基準額について所要の改正を行うもの

議第36号

檀原市立認定こども園設置条例の制定について

檀原市立認定こども園設置条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市立認定こども園設置条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条の規定に基づき、同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼保連携型認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
檀原市立藤原京認定こども園	檀原市四分町285番地の1
檀原市立今井認定こども園	檀原市今井町3丁目3番12号
檀原市立金橋認定こども園	檀原市雲梯町289番地の2
檀原市立畝傍認定こども園	檀原市大久保町206番地
檀原市立新沢認定こども園	檀原市川西町581番地の1

(事業)

第3条 幼保連携型認定こども園においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもに対する教育及び保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の保育必要量の範囲内のものに限る。）
- (2) 延長保育事業（規則で定める保育時間を超えて保育を行う事業をいう。以下同じ。）
- (3) 預かり保育事業（子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業をいう。以下同じ。）
- (4) その他認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業

2 市長が規則で定める幼保連携型認定こども園においては、一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を行う。

（保育料等）

第4条 幼保連携型認定こども園における保育料等は、次のとおりとする。

- （1）子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る保育料 檀原市立幼稚園保育料条例（昭和32年檀原市条例第13号）の定める額
- （2）子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもに係る預かり保育事業の利用料（以下「預かり保育料」という。） 檀原市立幼稚園預かり保育条例（平成20年檀原市条例第2号）の定める額
- （3）子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料 檀原市保育所における保育に関する条例（昭和62年檀原市条例第6号）の定める額
- （4）子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する教育・保育給付認定子どもに係る延長保育事業の利用料（以下「延長保育料」という。） 市長が別に規則で定める額
- （5）一時預かり事業の利用料（以下「一時預かり保育料」という。） 市長が別に規則で定める額

2 市長は、前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。

（保育料等の減免）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、保育料、預かり保育料、延長保育料、一時預かり保育料その他の費用の徴収に際し、これを減額し、又は免除することができる。

（保育料等の還付）

第6条 既納の保育料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、現に次の表の左欄に掲げるこども園に在籍している幼児は、この条例の施行の日においてそれぞれ同表右欄に掲げる幼保連携型認定こども園に入園したものとみなす。

檀原市第1こども園	檀原市立藤原京認定こども園
檀原市第2こども園	檀原市立今井認定こども園
檀原市第3こども園	檀原市立金橋認定こども園
檀原市第4こども園	檀原市立畝傍認定こども園
檀原市第5こども園	檀原市立新沢認定こども園

(檀原市立保育所設置条例及び檀原市こども園条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 檀原市立保育所設置条例(昭和31年檀原市条例第63号)

(2) 檀原市こども園条例(平成23年檀原市条例第27号)

(檀原市立学校、幼稚園設置条例の一部改正)

第4条 檀原市立学校、幼稚園設置条例(昭和39年檀原市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
畝傍東幼稚園	檀原市大軽町283番地	畝傍東幼稚園	檀原市大軽町283番地
畝傍北幼稚園	檀原市大久保町152番地		

改 正 前		改 正 後	
晩成幼稚園	檀原市縄手町2番地	晩成幼稚園	檀原市縄手町2番地
今井幼稚園	檀原市今井町2丁目73番地		
真菅幼稚園	檀原市曾我町813番地	真菅幼稚園	檀原市曾我町813番地
金橋幼稚園	檀原市雲梯町289番地の2		
香久山幼稚園	檀原市膳夫町90番地の1	香久山幼稚園	檀原市膳夫町90番地の1
鴨公幼稚園	檀原市縄手町324番地		
新沢幼稚園	檀原市川西町581番地の1		
(略)		(略)	

(檀原市保育所における保育に関する条例の一部改正)

第5条 檀原市保育所における保育に関する条例(昭和62年檀原市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>(その他保育事業)</u> 第3条 檀原市立保育所設置条例(昭和31年檀原市条例第63号)第1条第1項の規定により設置する保育所(規則で定める保育所に限る。)においては、 <u>保育所における保育のほか、次に掲げる保育事業を実施する。</u> (1) <u>一時預かり事業(児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。)</u> (2) <u>延長保育事業(保育所における保育の決定を受けた児童に対し、規則で定める当該保育時間を超えて保育を行う事業をいう。以下同じ。)</u>	

改正前	改正後
<p><u>2 前項各号に掲げる保育事業の実施基準等については、市長が規則で定める。</u> (保育料等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、一時預かり事業を実施したときは、利用者から別表第1に定める一時預かり保育料を徴収する。</u></p> <p><u>4 市長は、延長保育事業を実施したときは、利用者から施行規則第4条第1項に規定する保育必要量の認定区分に応じ、別表第2に定める延長保育料を徴収する。</u></p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている世帯については、<u>保育料、一時預かり保育料及び延長保育料(以下「保育料等」という。)</u>を徴収しない。</p> <p><u>6 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>保育料等</u>を減免することができる。</u> (保育料等の還付)</p> <p>第5条 既納の<u>保育料等</u>は、これを還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(保育料)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前各項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている世帯については、保育料を徴収しない。</u></p> <p><u>4 市長は、特別の事由があると認めるときは、<u>保育料</u>を減免することができる。</u> (保育料の還付)</p> <p>第4条 既納の<u>保育料</u>は、これを還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条 (略)</p>

改正前			改正後		
別表第1（第4条関係）					
区分		一時預かり保育料			
利用時間	対象児童				
4時間以内	3歳未満児		900円		
	3歳以上児		600円		
4時間を超え8時間以内	3歳未満児		1,800円		
	3歳以上児		1,200円		
備考					
1 対象児童の年齢は、利用年度の4月1日現在における満年齢とする。					
2 飲食物に係る費用は、別に定める。					
別表第2（第4条関係）					
保育必要量の認定区分	利用時間		延長保育料		
保育標準時間（1日当たり11時間まで）	午後6時15分から午後7時まで		2,500円		
保育短時間（1日当たり8時間まで）（土曜日を除く。）	午前7時15分から午前8時30分まで		1,000円		
	午後4時30分から午後6時15分まで		1,400円		
	午後6時15分から午後7時まで		1,100円		

（準備行為）

第6条 幼保連携型認定こども園の入園募集その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理由 檜原市こども園条例に基づくこども園を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園として設置するため条例を制定するもの



## 議第37号

檀原市世界遺産条例の制定について

檀原市世界遺産条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

### 檀原市世界遺産条例

檀原市には、先人の営みが大地に刻まれた数多くの歴史的、文化的遺産があり、私たちにとって過去と未来をつなぐかけがえのない財産となっています。万葉の時代をしのばせる「名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）」がそびえ、その中央には我が国最初の都「藤原京」の中心であった「藤原宮跡」があります。

「飛鳥・藤原の宮都」は、6世紀末から8世紀初頭において当時の中国・朝鮮半島諸国との交流のもと、日本で初めて中央集権体制に基づく宮都が誕生し成立した過程を示す、地下に埋蔵された考古学的遺跡群です。これらの遺跡は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的な意義である顕著な普遍的価値を有し、世界遺産として登録されるべきものです。

私たちは、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで飛鳥・藤原の地域における人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく寄与していることを忘れてはなりません。

このような認識のもと、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく遺産の保存と活用を行い、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定するものです。

#### （目的）

第1条 この条例は、世界遺産の保存及び活用について、基本理念を定め、並びに市の責務、所有者の責務、権利者の責務及び市民等が担う役割を明らかにするとともに、市の基本的施策に関して必要な事項を定めることによって、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を将来の世代へ確実に引き継いでいくことを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 世界遺産 世界遺産条約履行のための作業指針（以下「作業指針」という。）に定

める暫定リスト（世界遺産一覧表に記載された場合においては、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表とする。）に記載されている「飛鳥・藤原の宮都」の資産のうち、市内に有する「菖蒲池古墳」、「藤原宮跡」、「大官大寺跡」及び「本薬師寺跡」をいう。

(2) 顕著な普遍的価値 作業指針に定める顕著な普遍的価値をいう。

(3) 所有者 世界遺産において所有権を有する者をいう。

(4) 権利者 世界遺産において賃借権、地上権等の所有権以外の権利を有する者をいう。

(5) 市民等 市民、市内で事業を営む者及び市内への来訪者をいう。

(基本理念)

第3条 世界遺産の保存及び活用は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上させ、将来の世代へ確実に引き継いでいくことを旨として行われなければならない。

2 世界遺産の保存及び活用は、市内における生業、暮らし及び自然環境により形成された世界遺産が有する顕著な普遍的価値に寄与する風致及び景観を維持し、又は向上させていくことを旨として行われなければならない。

3 世界遺産の保存及び活用は、市、国、関係地方公共団体、所有者、権利者、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者の相互緊密な連携のもとに、行われなければならない。

(共通の責務)

第4条 何人も、世界遺産の保存及び活用においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の保存及び活用に関する施策を総合的に企画及び実施するものとする。

(所有者及び権利者の責務)

第6条 所有者及び権利者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の特性に応じて、その有する権利の範囲内において世界遺産を適切な管理のもとに保存及び活用するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解を深めるよう努め

るものとする。

- 2 市民等は、世界遺産において定められた遵守すべき事項を遵守し、世界遺産の保存及び活用のために講じられる取組に協力するものとする。
- 3 市民等は、世界遺産の周辺の環境の保全に影響を及ぼすことがないよう十分に配慮するものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、世界遺産の適切な保存及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解促進のために必要な措置を講ずるとともに、市民等に対しその学習の機会及び情報の提供等を行うものとする。
- 3 市は、世界遺産並びにその保存及び活用に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(区域の指定)

第9条 市長は、世界遺産において、その顕著な普遍的価値の保護のために特に必要があると認める区域を指定することができる。

- 2 市長は、前項の区域の指定をする場合は、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 3 第1項の区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 4 前2項の規定は、区域の追加及び解除について準用する。

(事業事前相談)

第10条 前条第1項の区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長が定める事業事前相談書を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合に同項において準用する同法第92条第1項の届出
  - (2) 文化財保護法第94条第1項に規定する通知（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第1条に定められた法人が行う場合に限る。）
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる行為のうち当該行為を行わなければならない日の最も遅い日が前条第2項の告示（前条第4項において準用する場合（追加する場合に限る。）を含む。）の日から起算して90日以降となるものについて適用するものとする。
  - 3 第1項の事業事前相談書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日まで

に提出しなければならない。

(1) 市長が定める遺構保護同意書を添付する場合 第1項各号に掲げる行為の30日前

(2) 市長が定める遺構保護同意書を添付しない場合 第1項各号に掲げる行為の60日前

4 市長は、第1項の規定による事業事前相談書の提出があった場合には、当該事業事前相談書を提出した者に対し、市長が定める意見書により必要な措置等について通知するものとする。

5 第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、その届出又は通知に前項の意見書を添付して提出しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

理由 「飛鳥・藤原の宮都」に係る市内文化遺産の保存・活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる事項等を定める条例を制定するもの